

父母。惟有恭順靜思。引咎自責。庶幾可解。今乃紛然詰責奴婢。恣行誣楚。以此事親。未見放於父母者。故臣願陛下遠覽三朝世與亡之迹。深察天心向背之理。絕意兵革之事。保疆睦鄰。安靜無爲。固社稷長久之計。上以安二宮朝夕之養。下以濟四方億兆之命。則臣雖老死。溝壑。瞑目於地下矣。

- 天の心の向ふ所に順ふ
- 災異祥瑞及び讖の豐凶
- 憤然として下男下女にあたり散らす
- 鞭ちり擗す
- 疆域の内を安んじ睦び
- 國家の長く榮ゆべき計を固め
- 太皇太后曹氏及び皇太后高氏をいふ
- 嚴正陰謀の中に死すとも安心して目をねむるべし

昔漢祖破滅羣雄。遂有天下。光武百戰百勝。祀漢配天。然至日登被圍。則講和親之議。西域請吏。則出謝絕之言。此二帝者。非不知兵也。蓋經變

昔漢祖羣雄を破滅して、遂に天下を有てり。光武は百戰百勝、漢を祀り天に配す。然れども白登に圍まるに至つて、則ち和親の議を講じ、西域吏を請へば、則ち謝絶の言を出す。此二帝は、兵を知らざるに非る也、蓋し變を経ること既に多ければ、則ち患を慮ること深遠なり。今陛下深く九重に居りて、輕く討伐を議す。老臣庸懦、私に竊に以て過てりと爲す。然れども人臣説を君に納るゝ、其既に厭くに因つて之を止むるは、則ち力を爲し易く、其方に鋭なるを迎へて之を折くは、則ち功を爲し難し。凡そ血氣有るの倫は、皆勝を好むの意有

既多。則慮患深遠。今陛下深居九重。而輕議討伐。老臣庸懦。私竊以爲過矣。然人臣納説於君。因其既厭而止之。則易爲力。迎其方銳而折之。則難爲功。凡有血氣之倫。皆有二好勝之意。方其氣之盛也。雖布衣賤士。有不可奪。自非智識特達。度量過人。未有能勇於奮發之中。舍己從人。惟義是聽者也。今陛下盛氣於用武。勢不可回。臣非不

り。其氣の盛なるに方つてや、布衣賤士と雖も、奪ふべからざる有り。智識特達、度量人に過ぐるに非るよりは、未だ能く奮發の中に勇んで、己を捨て、人に從ひ、惟義を是れ聽く者は有らざる也。今陛下氣を武を用ふるに盛にして、勢回すべからず。臣知らざるに非ずして、言を獻じて已まざる者は、誠に陛下の聖德寛大、聽納疑はざるを見て、故に敢て衆人勝を好むの常心を以て、陛下に望まざるのみ。且つ意ふ陛下他日親しく兵を用ふるの害を見れば、必ず將に哀痛悔恨して、左右大臣未だ嘗て一言せざりしを追究せんとす。臣も亦將に老且つ死せんとす。先帝に地下に見ゆる、亦以て口に藉く有らん。惟陛下哀んで之を察せよ。

- 漢の高祖
- 高祖匈奴のために白登城に圍まる
- 光武帝の時西域より漢の役人を請ふ帝之を謝す
- 宮中
- 君主が稍飽きたる時に諫を納れて之を止めしむることは易し
- 布衣は平民をいふ
- 奮發せる中に在りて勇ましく己の志を棄て、人言を容るゝなり
- 勝を好んで他の意見を受けざるは常人の常心也、余は此常心を陛下に望まざ
- 申すありとの意

知。面獻言不已者。誠見陛下聖德寬大。聽納不疑。故不敢以衆人好勝之常心。望於陛下。且意陛下他日親見三川兵之害。必將哀痛悔恨。而追究左右大臣未嘗一言。臣亦將老且死。見先帝於地下。亦有以藉口矣。惟陛下哀而察之。

滕甫に代つて謗を辯じ郡を乞ふ書

臣聞。人情不問賢愚。莫不畏天而嚴父。然而疾痛則呼父。窮窘則號天。蓋情發於中。言無所擇。豈以號呼之故。謂無嚴長之心。今臣之所患。不止於疾痛。而所憂有甚於窮

臣聞く、人情は賢愚を問はず、天を畏れて父を嚴とせざるは莫し。然り而して疾痛すれば、則ち父を呼び、窮窘すれば、則ち天を號ぶ。蓋し情中に發して、言擇ぶ所無し。豈號呼の故を以て、嚴畏の心無しと謂はんや。今臣の患ふる所は、疾痛に止らずして、憂ふる所は窮窘より甚しきもの有り。若し君父に號呼せずんば、更に將に何人に趨赴せんとする。伏して聖慈を望む、少しく憐察を加へよ。臣本學術無く、亦材能無し、惟忠義の心、生れて自ら許す有るのみ。昔季孫言へる有り、其君に禮有る者を見て、之に事ふること孝子の父母を養ふが如くし、其君に禮無き者を見ては、之を誅すること、鷹鷂の鳥雀を逐ふが如くすと。臣不肖

窮。若不號呼於君父。更將趨赴於何人。伏望聖慈。少加憐察。臣本無學術。亦無材能。惟有三忠義之心。生而自許。昔季孫有言。見下有禮於其君者。事之如孝子之養父母也。見下無禮於其君者。誅之如鷹鷂之逐鳥雀也。臣雖不肖。允蹈斯言。但

なりと雖も、允に斯言を蹈み、但道を信じて直前し、人を己の如しと謂へり。既に深知を聖主に蒙り、肯て復交を衆人に借り、其蠢愚に任じて、積んで仇怨を成す。一たび左右を離去せしより、十有二年。浸潤の言、何の有らざる所あらん。臣陰に反者に黨するが故に罪人を縱せりと謂ふに至る。若し斯の言に依らば、死すとも未だ責を塞がし。竊に伏して思ふに、宣帝は漢の英主なり、片言を以て楊惲を誅せり。太宗は唐の興王なり、單詞を以て劉洎を殺せり。古より忠臣烈士、時に遭ひ君を得て、禍を免れざる者、何ぞ數ふるに勝ふべけんや。

- 至情中心より發する時は言語を擇ぶ暇なし
- 畏れ憚る心
- 聖天子の慈愛
- 春秋時代の魯の大夫、言は左傳に出づ
- 陛下の左右
- 論語に出づ、漸次に人主の心にしみ入るやうに陽言して人を陥るること
- 前漢の人なり、爵位を失ひ不平を憐み友人を誘ひしとの讒告に遭うて腰斬せらる
- 唐の太宗高麗を征する時、洎を留めて太子を佐けしむ、洎曰く大臣の罪あるも臣之を誅して許すことなからんと、帝之を怪む、後帝の不豫なる時人之を誅す、即ち自誅を賜ふ

信。道直前。謂人如己。既蒙深知於聖主。肯復借交於衆人。任其蠢愚。積成仇怨。一自離去。左右。十有二年。浸潤之言。何所不有。至謂臣陰黨反者。故縱罪人。若依斯言。死未嘗責。竊

伏思宣帝。漢之英主也。以三片言而誅二楊。憚太宗。唐之興王也。以三草詞而殺二劉。泊自古忠臣烈士。遭時得君。而不免於禍者。何可勝數。

而臣獨蒙二皇
帝陛下始終
照察。愛惜保
全。則陛下聖
度。已過於宣
帝太宗。而臣
之遭逢。亦古
人所未有。日
月在。上。更何
憂虞。但念世
之憎臣者多。
而臣之賦命
至薄。積毀銷
骨。巧言鑠金。
市虎成於三
人。投杼起於二

而るに臣獨り皇帝陛下始終の照察と、愛惜保全とを蒙る。則ち陛下の聖度、已に宣帝・太宗に過ぎて、臣の遭逢も、亦古人の未だ有らざる所たり。日月上に在り、更に何ぞ憂虞せん。但念ふ世の臣を憎む者は多くして、而して臣の賦命至つて薄し。積毀骨を銷し、巧言金を鑠す。市虎三人に成り、投杼屢々至るに起る。儻し疑似に因つて、復人言を致し、時に至つて自ら明かにせんと欲すと雖も、陛下も亦屢々赦し難からん。是を以て今無事の日に及んで、少しく危苦の詞を陳ぜん。晉の王導は、乃ち王敦の弟也、其の元臣たるに害あらず。崔適は源休の甥也、其の宰相たるに廢せず。臣反せし者と、義、路人に同じ。獨り寛大の朝に於て、臣終身の累を爲す、亦悲むべし。凡そ今游宦の士、稍々貴近の人と、葭李の親、半面の舊有れば、則ち至る所便ち異待を蒙り、人亦敢て交々攻めず。

● 聖明寛洪の度量 ● 天賦の運命 ● 史記の語 ● 禮記の語 ● 禮記の語 ● 上卷一〇二頁 ● 再び他の語を受く ● 晉元帝の名臣 ● 禮の從兄弟にして亂を作して殺せられし人 ● 唐徳宗の宰相たり、源休は朱泚に亂を勤めたる人 ● 路上の他人 ● 極め一薄き難調 ● ごく僅かの面識

屢至。儻因二疑
似。復致二人言。
至時雖欲二自
明。陛下亦難二
屢赦。是以及二今
無事之日。少陳二
危苦之詞。晉王導。
乃王敦之弟也。而
不害其為二元臣。
崔適。
源休之甥也。而不
廢其為宰相。臣與
反者。義同路人。獨
於寛大之朝。為臣
終身之累。亦不可
悲矣。凡今游宦之
士。稍與貴近之人。
有葭李之親。半面
之舊。則所至便蒙
異待。人亦不敢
交攻。

況臣受三知於二
陛下中興之
初。效三力於二衆
人未遇之日。
而乃毀譽不
忌。踐踏無
顧。臣何足言。有
辱二大眷。此臣
所以涕泣而
自傷者也。今

況んや臣知を陛下中興の初に受け、力を衆人未だ遇はざるの日に效して、而して乃ち毀譽忌まず、踐踏無し。臣何ぞ言ふに足らん。天眷を辱しむる有らん。此れ臣の涕泣して自ら傷む所以の者也。今臣既に善地に安んじ、又清班を忝うす。敢て別に僥求する有つて、更に録用を思ふに非ず。但悲難の後、積憂心を傷ましめ、風波の間、怖畏疾を成す。敢て望む、陛下餘生の幾も無きを憫れみ、前日の異恩を究めしめんことを。或は乞ふ臣を淮浙間の一小郡に移し、稍填

臣既安善地。又忝清班。非敢別有德求。更思錄用。但患難之後。積憂傷心。風波之閉。怖畏成疾。敢望陛下。憫餘生之無幾。究前日之異恩。或乞移レ臣准漸開一

小郡。稍近墳墓。漸謀歸休。異日復得。以枯朽之餘。仰瞻天日之表。然後退伏田野。自稱老臣。追叙始終之遭逢。以託鄉鄰之父老。區區志願。永畢於斯。伏願陛下。憐其志。察其愚。而赦其罪。臣無任感恩。知罪。激切屏營之至。

墓に近づかしめ、漸く歸休を謀り、異日復枯朽の餘を以て、天日の表を仰瞻するを得しめ、然る後に退いて田野に伏し、自ら老臣と稱し、始終の遭逢を追叙して、以て郷鄰の父老に託らしめば、區區たる志願、永く斯に畢らん。伏して願ふ、陛下其志を憐み、其愚を察して、其罪を赦せ。臣恩に感じ罪を知り、激切屏營の至に任ふる無し。

- 神宗即位の初年、陳南召封せられて君子小人朋黨の事を辨せり
- ふみつけて憚る所無し
- 臣の一身は言ふに足らず
- 良好の任地
- 好き位に居る
- 隱居
- 天誦を拜す
- 聖君に遭ひし身の幸福
- 感激し畏懼する意

唐宋八家文讀本 中卷終

昭和三年十月十六日印刷
昭和三年十月十九日發行

漢文叢書 (非賣品)
唐宋八大家文中

編輯者

塚本哲三

東京府下大久保町西大久保二百三十六番地

印刷者兼發行所

三浦捷一

東京市神田區錦町一丁目十九番地

印刷所

有朋堂印刷所

東京市神田區錦町三丁目九番地

發行所

有朋堂書店

東京市神田區錦町一丁目十九番地

不許複製

(本製山岡)

375

42

終

